

18歳以下の軽減措置(昭島市独自の軽減措置)について

概要

世帯の国保加入人数が多くなるほど保険税の負担が重くなるという国保の特性を考慮した軽減措置として、18歳以下の国保加入者が2人以上いる世帯について、18歳以下の加入者のうち2人目の均等割額を半額に、3人目以降は9割軽減とするもの。(平成25年度以前は、3人目以降の加入者に対して均等割を半額に軽減。)

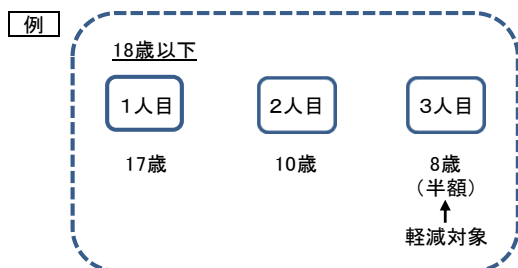
※「18歳」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。(配偶者を除く)

※法定軽減の対象となる世帯は、その軽減を優先する。ただし、その軽減額が「昭島市独自の軽減」により計算した額と比べ小さい場合は、その差額も減額する。

軽減措置の実施状況

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
世帯数	153	180	576	498	422
軽減額(円)	2,384,300	2,619,800	12,480,619	9,949,390	9,318,079

◆ 平成24・25年度の制度 ◆



◆ 平成26年度の以降制度 ◆

